

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会（第22回）-議事要旨

日時：平成27年2月25日（水曜日）10時00分～12時22分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者

安念委員長、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、永田委員、松村委員、南委員、山内委員

オブザーバー

全国消費者団体連絡会 河野 事務局長

全大阪消費者団体連絡会 飯田 事務局長

消費者庁 岡田 消費者調査課長

説明者

関西電力株式会社 岩根 取締役副社長

主な意見

総論

- 資料5スライド2の従業員の給与の削減率を見ると、関西電力が▲27%、東京電力が▲10%で、東京電力の査定が甘いと誤解されかねない。まず有価証券報告書における「給与」と我々が査定した「給与」の定義が一致しているか。また、査定額は公表できても、そのベースにおける実績額は企業秘密かもしれないが、差し支えない範囲で教えてほしい。おそらく、査定ベースでは東電の方が、関電よりもはるかに低い金額でしか払われていないと思う。私のイメージが正しいか、可能な範囲で教えてほしい。
 - 委員ご指摘の通り定義は異なる。有報ベースでは超勤手当が含まれているのに対して、査定ベースでは含まれていない。一方で査定では諸手当が含まれている。査定に対する実績は公表できるものではないが、査定水準は東電が年間590万円で、関電が年間627万円であり、そこからどれだけ乖離があるかということだが、東電の方が高いとはなっていない。また、従業員数は、関西電力は2.6%増え、東京電力は▲5.6%であるが、これらの数字は平均給与の計算上、分母に効いており、その分母は東電の方が小さくなる傾向にある。（事務局）
 - 査定額に対する東電の実績額が著しく高いとは思えない。東電の給与が高いという批判は的外れかもしれない。一方、関電の前回の査定自体が甘かったと言われれば、この委員会が批判を甘んじて受けるべきだが、査定はいろいろな要素を考えて合理的に算定したものだ。関電の実績が高いからけしからんと言うより、東電の方が高くないかもしれないという点を踏まえてほしい。
- 資料6の効率化額について、前回、「原発が止まったことによって自然に増えてしまう分まで効率化として入っていないですね」ということを確認したつもりだが、今回の資料は「入っています」と言っている資料に見える。私たちは、これまで、役員報酬や顧問の車代等の未達や原価外の支出について、「全体として」吸収するという説明を受けてきたが、その正体がこういうものだということが白日の下に晒されたということ。
 - 「低廉な電源活用等の数量拡大による効率化」は119億円入っているが、これは姫路のコンバインドサイクル化について工程を短縮化して運開時期を前倒ししたものと、卸取引所の取引を前回の計画よりも増やしたものであり、この部分は効率化の深掘りと認識している。単価の削減はその差額の11億円となるが、議論があるかもしれないが、（前回査定時に）LNG価格については直線的に下がることになっており、前回価格はその3年間平均でやっているが、今回は27年度のため、その一番低いLNG価格を適用して申請させていただいており、これも我々としては効率化と考えている。（関西電力）
 - 姫路の運開前倒しは議論の余地はあるが努力として認めて自然とは思いますが、全体のどれくらいの割合か。その割合がほとんどで、詐欺的な部分はネグリジブルということか。
 - 姫路の分が少ないのは事実。27年度計画より取引所取引を増やしているのだから、その部分は努力したと考えている。（関西電力）
 - 原発が止まって増えた分についても努力だと言っていることはよく理解した。
- 資料6スライド15にある燃料費、購入・販売電力料の効率化の説明は、姫路第二のコンバインド化前倒しによる効率化額を見ないと何とも言えないが、すぐには飲み込めない。
- 関電はホームページやパンフレットを見ても、原子力プラントが動かない中で、最大限の効率化を織り込んでおり、非常に努力しているが、資料5スライド1～3（東電との比較）を見ると、「聖域」が残っていると思う。査定で委員には見てもらいたい。

- 資料5スライド5以降で記載されている東電と関電の効率化の取組について、東電の方が何を努力していくのかが分かりやすく、関電は精度が甘いと感じる。例えば通信ケーブル工事の発注について、東電は競争発注をするとあるが、関電はこれまでの取引業者と話して価格を下げるとのことだが、競争が働くのか。子会社との取引であれば、これぐらいいいのでは、ということになって諦めてしまわないか。また、東電は徹底したコスト見える化について、部門ごとに何を見る化するのかが、書いているが、関電は何をどのようにするのが、消費者から見て分からない。このあたりが関電の生産性の低さに影響しているのではないか。今後どのように取り組んでいくのか。
→ 全社で効率化を行うために、個々の事業所で取り組んだ事例をポータルサイトで共有している。少し取組の違いはあるが、全体の目標値を作って取組む必要がある。東電に負けたくない見える化に取組んでいきたい。(関西電力)
- 資料6スライド5について、不稼働影響額を、関電は4000億円と見積もっており、東電は3200億円と見積もっているが、東電は吸収しているのに対して、関電は東電より原発依存していて大変なので値上げをしたいと言っている。委員には、影響額に対してどれだけ努力をしているかを見ていただきたい。関電の効率化は130億円だけかと感じる。
- 資料5スライド5だが、競争で価格を下げる手法もあるが、特定の事業者と話しあって価格を下げることも手法の一つであり、一概に良い悪いと言えない。繰延べによる効率化を継続的な効率化に変える等、効率化の質を上げていくことは続けていく必要がある。
- 27年度の効率化計画を出して欲しいと指摘をし、今回資料が出てきたが、どれを見ても努力目標ばかりである。なぜ明確な数値が出てこないのか。数値をきちんと出していただきたい。
- 東電との比較で特に気になったのが株式である。東電は大幅に減らしているが、関電は増えている。消費者庁のヒアリングでも厳しく追及され、大阪での意見交換会でも関電の説明内容に説得力がないと指摘されている。資産の増加と見えるので努力する意思がないのか。今後の資料で出してほしい。
 - 株式については23銘柄を売却したが、時価の上昇により保有額が増えた。今後も保有意義のないものの売却は継続していく。(関西電力)
 - 株式は保有する方針ということか。東電は株を売却しており、発想の違いはどう考えればよいか。
 - 経営の観点では上がる株は持っていた方が有利と判断すると思う。(安念委員長)
- 来年度の効率化計画を出す時期について、値上げ認可までに出すと言っているが、あまりにも遅い。申請を行っているのだから、査定案が出るまでに小委員会に示し、私たちに公表すること。
- 来年度の効率化の深掘りの成果を、財務体質の強化と値上げ幅の圧縮に活用すると言っているが、どう分配するのが明らかではない。大部分は値下げに活用すべき。
- 長期投資・短期投資を含めて資産売却を行い、値上げ幅圧縮に使うべき。株価が上がっているのでも、含み益もあるはず。
 - 具体的な還元額について現在検討中であるが、できる限り効率化を深掘りしてお客様に還元したい。一方、我々としても持続的な安定供給という観点も必要であり、そこも踏まえて総合的に考えたいが、査定の基本的な考えなども聞かせていただかないと、先に出すと査定がどうなるか分からないという心配な面もあるので、出すタイミングを考えている。(関西電力)
 - 経営上の判断はあるのかもしれないが、値上げ申請をされているのに、申請の中身を委員会に出さないのは、どう考えても不可解である。
 - 必ず出したいが、タイミングについては考えさせていただきたい。ご要請を踏まえ、早めに出したい。(関西電力)
 - 私からもしっかり要請したい。(安念委員長)
- 資産売却は財務体質改善の価値があるが、どういう活用をしているか、より効率的な運用か、という視点が大事。有価証券については、資産運用と事業運営の側面があり、事業運営の方は、子会社・関係会社の株式であるが、ガバナンスが利く運用をしているか考える必要があると同時に、利益剰余金もあり、本業の事業効率にどれだけ寄与しているか、見なければならぬ。
- 保有財産が有用であることを説明してもらう必要がある。最もいけないことは、子会社の株を保有していて配当があるから、発注価格を高くして、その分は電気料金で回収し、さらに配当で得た利益が役員報酬等に回るケース。そういう疑念のないように説明責任を果たすべき。説明できなければ、いっそ株を売却してしまえば良い。
- 資料6スライド25の節電・省エネ関連等の公益的な情報提供について、前回の査定で、委員会が数を減らす査定をしたが、関電が必要だと思ってやったため、未達になったような書きぶりになっているが、需給の逼迫等に対する必要な情報提供については、随意契約だから単価を減らすとか、関電が行う必要がないもの及び実質営業経費のようなものを査定したが、量を減らすような査定は記憶にない。したがって、この中身は委員会としては営業経費だからやめると言ったものをあくまで関電が重要なものと思って続けたことによって未達になった可能性もある。それは、元役員の車代を支出したと同じで営業経費を支出してきたから未達になったのか、競争発注のようなことを十分やらなかったから未達になったのか、省エネ広報を沢山やったことによるものなのか、これだけでは分からない。量を減らせと言ったつもりはない。

前提計画

- 石炭火力の発電量が減っていることについて、もう少し見る必要がある。定検が27年度に偏っているのは、関電の努力が及ばないことなのか、少し先に延ばせるものはないのか。もう少し情報を頂戴したい。
→ 石炭と揚水の議論はどこに行ってしまったのかと思っていた。そもそも電変の対象として認められるか、対象だとして、更なる工夫の余地がないか、確認する必要がある。(安念委員長)
- 石炭の定検はバツサリ切ること原理的にはあり得るが、需給が厳しかったため、対策として繰延べてきたことは事実で、因果関係がないとは言い切れない気がする。そうすると詳細を見ないといけぬ。批判もあるだろうが、一定程度は受け入れざるを得ないことになるかもしれない。

- 風力については事業者が取り止めになったという話があったが、関電関係の事業者ではないという理解で良いか。再エネについて、平成27年度には難しいという説明であるが、中長期的に増やしていくという話が欲しい。
→ 取り止めになったのは他社の話である。再エネを増やす取組を進めているが、当社のエリアでは風力の適地が少ない。再エネの最大限の受入れと当社での開発と両輪で取り組んでまいりたい。（関西電力）
- 揚水が増えているのはいまいち理解できていない。元々、ベース電源のオフピークで揚げて落とすもので、足下ではコストが高くなっているはず。メリット・オーダー的にどうなのか。マーケットで買ってくるという代替手段もある。もう少し詳しく説明いただきたい
→ 次回以降重要論点として取り上げたい。（安念委員長）
- 揚水については、自社管内ですべて賄おうとすると使わざるを得ないとなるが、外から買ってくる方が安いなら活用すべき。査定案を出した上で、連系線がつかまって無理とか、他社依存がここまできると安定供給上問題とか、反論があれば、その分を修正する必要がある。他社から買ってこれられない理由があれば具体的に説明して欲しい。自社で全て賄わないと不安、という抽象的な理由では納得出来ないの
で、丁寧に説明いただきたい。

燃料費、購入・販売電力料

- 関西電力の資料6スライド12~13について、原油価格の下落について、そのまま単純に査定に反映することは、燃調制度によって下がる部分がダブルカウントになるのではないかという点は、今回も念押しで説明いただいた。しかし今回の事務局資料は燃調の対象になっている部分については、原油価格の下落をそのまま織り込まないことを前提として、北海道電力と同じ方法で査定を行うとある。関西電力の説明は、事務局の整理を支持します、ということと理解。もし違っていたら反論いただきたい。
- 原油価格の下落と燃調について、資料6スライド13で二重に取られるのは避けていただきたいとのことだが、価格低減努力の織込みは考慮してもよいということか。
 - → 当然例えば（全日本通関価格が）100ドルの時の前提で、我々が全日本通関や他電力と比べてどの程度安く買えるかという合理的な努力を査定の中で織り込んでいただくことは想定している。（関西電力）
 - → LNGのスポット市場では、一部で原油価格の下落、50ドルを先取りしたものが、オールジャパンで100ドルの時に出ている。ここでその単価をトップランナーとして査定されてしまうと、その単価は原油価格の下落を先取りしているものであるもので、二重取りになってしまう。あくまで50ドルの原油価格の段階でどのように合理的に努力できるかと考え方で査定いただければと思っている。（関西電力）
 - → 関電の資料6スライド13は、（料金原価の前提諸元である）基準の100を変えないということを言っているのか。基準時点の燃料価格を変えないという点で、事務局と関電で違いは無いように思うが、その先は議論がある。
 - → 燃料費の単価査定があり得ると言う点で事務局と関電で大筋において同じだと認識。（安念委員長）
 - → 程度の問題はあるが、その意味では事務局と違いは無い。程度については、現在の市況を踏まえて査定を行っていただきたいと思っている。（関西電力）
 - → 考え方がいくつかあるので、今後我々委員の中で議論すべきことだと認識した。
- 燃調は、私の理解では洗い替えである。事務局資料5にあるように、原価に織り込む価格が必然的に前回認可単価となるのではなく、効率化努力を踏まえた適正な原価を審査することは省令とも整合的というところがポイントと思う。委員の中でも、すり合わせをきちんと行う必要がある。
- 状況に応じてより努力ができるのではないかというトップランナー査定はよいが、LNG価格を16ドルから8ドルに査定するのはたまら無い、という整合性が分かりづらい。
- 事務局資料5スライド9について、関電も総論で異論なしと理解している。そもそもその前段階として省令に照らして違法でもない。程度の問題はあるが、そんなに違いはない。あとはどう査定するかだけ。これ以上、抽象論をしても仕方ない。
- 燃調はもう随分議論が出たので、これからもう少し具体論を整理していくということと思うが、二重削減がないようによく見ていきたい。
- 資料6スライド17については、原油価格が下がったことを反映して燃調の対象になっていないところも査定するのは反対と書いてあるように見えるが、全く理屈がない。取引所価格を決めるのが原油価格だけでないのは全くその通り。冷夏や暖冬なら、需要曲線と供給曲線の交わるころの限界費用が変わるというのは分かるが、暖冬とも厳冬とも決めつけず、ニュートラルに、自然体で査定するのだと思う。再稼働についても特定の前提は置かない。原油価格が下がっていることは事実であり、これを踏まえて査定することは少しも間違っていない。原油価格が4割下がったなら、4割安く買えるということを基準にして査定する。それが少し乱暴だとすれば、明らかに石炭から購入している他社電力であれば補正するし、取引所価格も、仮に原油価格が4割下がっていたとしても、4割は行き過ぎということならそれも微修正する、これをベースに査定すべき。
- 燃調対象外の取引所査定に係る松村委員の指摘は、この委員会ですら十分に検討するということがか。
→ 当然この委員会ですら検討する。原油価格の下落が取引所にどう感応するかは、理論的関心も大きい。（安念委員長）
- 取引所取引については、松村委員と基本的には同じ意見。原油、LNGだけで限界費用が決まるわけではなく、スパイクもあり市場は不安定だが、原油価格の下落が供給曲線にどのように影響するか、確認する必要がある。
- 購入電力料の基本的な考え方については、もう法律の問題ではなく、ダブルカウントになるかどうかという実質の問題であることは、委員全員には納得いただいたと認識。委員の中でも分からない部分があるようだが、具体的な案として出てきた段階で、経済学者の責務として委員2人でしっかり確認し、反対すべき点は指摘した上で、片方が納得できるものであれば、懇切丁寧に説明させていただきたいと思っているので、そのときにご指摘いただきたい。基本的には事務局の方向で進めていくべき。

- 燃料費については、事務局案に賛否を示しているわけではなく、前回までに関電が言っていたことを内面的に理解したいと申し上げている。（安念委員長）

費用の配賦・レートメイク

- 料金メニューについて、新たなメニュー開発をせずに前回値上げ時に作った季時別電灯PSを活用してほしいとのことだが、資料8-3スライド11を見ると値上げ率が一番高くなっている。どのように理解すれば良いのか。
 - → 今回の値上げ幅は従量料金に一律単価を上乗せにしており、発射台の違いである。季時別電灯PSはピークの料金をかなり高く、夜間を低く設定している。もともと選んでいる人達は安く使っているため率が大きく出る。（関西電力）
 - → 消費者が上手く仕組みを利用しないといけないということか。
 - → 省エネコンサルはやらせていただいている。個別に相談は受け付けており、ご利用いただきたい。（関西電力）
- 消費者は基本的にウェブで相談することになるのだと思うが、契約口数に対して、省エネコンサルはどの程度普及しているのか。実際に、具体的なコンサルを受けた人の比率、問い合わせの比率を教えてください。
 - → ウェブだけでなく、専用ダイヤルもある。また高齢者中心に面談や、測定をした上での相談をしている。平成25年には5万件に社員が訪問しており、できる限りお客様の相談に乗っている。（関西電力）
 - → 契約件数はいくつか。
 - → 電灯契約も全て含めると約1200万件である。従量電灯Aで約900万件である。（関西電力）
- 従量電灯Aは最低料金+従量料金と認識。最低料金制では、基本料金に当たる部分、言い換えれば使わなくても払う料金も値上げとなるのではないかと。単価への一律上乗せは合理的だと思うが、従量電灯Aについてはどう考えればよいか、分かりにくい。果たしてこれが自然な姿か。長期的には、基本料金+従量料金に移行することも検討していただきたい。

値下げの条件

- 今回、全額査定とはならないため、料金は大幅に上がることになる。いずれ値下げとなるが、値下げは届出制なので、好き勝手にできるといふことで消費者は納得しない。「1銭下がったから値下げです」として、原発再稼働による利益の大半は役員報酬等に回るのでは到底納得出来ない。本格改定前まで下がるなら手を振って届出と言える。それまでは事後検証の重点対象とすべき。

その他

- 仮に来年度以降、再々値上げの検討がなされた場合、総括原価の洗い替えになるのか。それとも電変制度の利用になるのか。
 - 電変制度は3年の原価算定期間に残存している場合にその増分を見る制度。仮にその28年度以降の原価算定期間を想定するのであれば、電変制度は利用できない。（事務局）

以上

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室
電話：03-3501-1748
FAX：03-3580-8485